

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1153	1153010	放置自転車撤去等にかかる行為主体者の規制緩和	放置自転車の撤去、保管、売却、処分は主に市町村長がなすべきこととされているが、この規制を緩和し、NPO法人など民間でも実施可能とする。	行政のみでは限界があり、非効率性(税の無駄遣い)が見受けられることから、民(主に地域住民が関わっている法人を想定)主体による効率的な放置自転車撤去～処分を行い、放置自転車問題の解消を図る。また、行政主体ではなく、民主主体で実施するものであることから、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という意識を高め、地域力の向上、利用者責任の徹底による街全体の質的向上を図る。		兵庫県	尼崎地区6ロータリークラブ	民主主体による放置自転車撤去構想	民主主体による放置自転車撤去構想 都市部である尼崎市では、放置自転車数も多く、街並みの景観の損失、通行の妨げ等の結果を招いている。そこで目覚ましい効果がなく、非効率性が見受けられる現在の放置自転車対策の抜本的改善を図るため、放置自転車の撤去、保管、売却などに関する行為の権限を民間に拡大し、新たなコミュニティ・ビジネスによる雇用創出、利用者責任の促進を図るもの。なお、保管料についても一定の制限のもとに利益を上げることができるものとする。
1153	1153020	放置自転車の利用者負担額の緩和	放置自転車の撤去、保管、売却、処分に要する経費は利用者の負担額とすることができるとされているが、これを規制緩和し、一定の制限(例:条例)のもと撤去業務に関する利益も得ることができるものとする。	本構想は、放置自転車の撤去等の業務を民主主体で実施するものであるため、僅かの利益さえも見込めなければ円滑に業務を行っていくことは極めて困難である。よって、一定の制限のもとに利益を得ることを可能とし、継続的な業務を実施していくものとする。		兵庫県	尼崎地区6ロータリークラブ	民主主体による放置自転車撤去構想	民主主体による放置自転車撤去構想 都市部である尼崎市では、放置自転車数も多く、街並みの景観の損失、通行の妨げ等の結果を招いている。そこで目覚ましい効果がなく、非効率性が見受けられる現在の放置自転車対策の抜本的改善を図るため、放置自転車の撤去、保管、売却などに関する行為の権限を民間に拡大し、新たなコミュニティ・ビジネスによる雇用創出、利用者責任の促進を図るもの。なお、保管料についても一定の制限のもとに利益を上げることができるものとする。
1273	1273010	構造改革特別区域基本方針における評価プロセスの変更	構造改革特区は「構造改革特別区域基本方針」で定められたとおり、「地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設けることで、当該地域において地域が自発性を持って構造改革を進めることが、特区制度を導入することを意義」とし、「地域の独創的な構想を最大限実現するための環境整備を、内閣一体となって行っていく」ことを目標としている。しかし、まず、現状では特区提案は特区推進室に提出するが、規制の特例措置を所管する省庁が現行法令に照らした上で特区における帰省の特例措置を設けるか否かの判断をする手順になっている。そして、規制所管省庁では十分な検討がないまま特例措置を講じた場合の安全確保を理由に特区での対応は不可能との回答が出されている。これでは、本来の目標である地域を限定した規制の特例を設け、弊害を検証することにより規制改革を推進する目標が達成できるとは言えない。	特区制度の目標を達成する為に、現在障壁となっている規制所管省庁の意見を参考のみとし、規制の特例を設けるか否かのプロセスを改正する。具体的には第三者からなる評価委員会が規制の特例措置の成否を判断し、その一切の責任を負う。尚、規制所管省庁の意見は参考とするが、最終判断は評価委員会が行う。これにより、規制の特例は容易に設けることができ、その特例措置に関する活動を十分に検討・評価する点に重点をおくことにより、特例措置の有用性が客観的に証明できる制度となる。		東京都	医療法人財団 河北総合病院	構造改革特区制度 特例措置決定過程変革プロジェクト	特区制度の目標を達成する為に、現在障壁となっている規制所管省庁の意見を参考のみとし、規制の特例を設けるか否かのプロセスを改正する。具体的には第三者からなる評価委員会が規制の特例措置の成否を判断し、その一切の責任を負う。尚、規制所管省庁の意見は参考とするが、最終判断は評価委員会が行う。これにより、規制の特例は容易に設けることができ、その特例措置に関する活動を十分に検討・評価する点に重点をおくことにより、特例措置の有用性が客観的に証明できる制度となる。